

鳥取市連合母子会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市連合母子会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ひとり親家庭及び寡婦の生活基盤の安定化を図る活動をする鳥取市連合母子会（以下「母子会」という。）に対し補助金を交付し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、母子会の運営に係る経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、前条に規定する補助対象事業費支出額（負担金を除く）から対象事業に伴う補助金（本補助金を除く）、受託金の額を控除した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し得た額と、予算額のいずれか低い額の範囲内で交付する。

(着手届の提出)

第5条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

2 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明

らかでないときは、第3条の規定にかかわらず、補助対象経費に仕入控除税額を含めて交付申請することができる。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付の時期）

第7条 本補助金の交付は、母子会の活動が円滑に行なわれるよう毎年7月20日までに交付する。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告）

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行し、平成２６年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１１月１３日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年９月２４日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月２４日から施行し、令和８年度事業から適用する。